

委託契約書(例)

愛知県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、愛知県管理道路における草刈作業の業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、委託業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(委託業務の内容)

第2条 乙の実施する委託業務の内容は下表のとおりとし、具体的には、特記仕様書及び図面のとおりとする。

① 作業を行う道路	〇〇 道 〇〇〇〇 線
① 実施区間等	〇〇市〇〇町〇〇信号交差点 から 〇〇市〇〇町〇〇 信号交差点 まで 〇〇〇〇 mの区間 (約 〇〇〇〇 m ²)

(委託期間)

第3条 委託期間は、契約締結の日から〇〇年〇月〇日までとする。

(委託料)

第4条 委託料は、金〇〇〇〇円(うち取引に係る消費税及び地方消費税額〇〇〇円)とする。

第5条 契約保証金は、愛知県財務規則第129条の3第6号の規定により免除するものとする。

(作業の実施)

第6条 乙は、草刈り作業を行うときは、法令を遵守し、自己の責任において他の道路利用者の障害にならないようにするなど、安全に十分配慮すること。

2 草刈の実施回数は、最低2回以上とすること。

3 乙は、降雨その他危険が予想される場合には、草刈り作業を中止するなど、安全に十分配慮すること。

4 活動中の事故及び第三者との紛争については、乙の責任において処理すること。

(乙の役割)

第7条 乙は、第2条に定めた実施区間について草刈りを実施し、草刈り時に路面や道路構造物等に関する異常、粗大ゴミ(一般家庭が有料で処分しなければならないもの(廃家電4品目を含む))を発見した場合には、甲に報告するものとする。

2 乙は、責任者を定め、責任者は起終点への杭等の設置確認と完了検査に立ち会うものとする。

(甲の役割)

第8条 甲は乙の代表者と草刈り作業の委託契約を締結し、実施区間に関する情報提供や完了検査を行い、併せて、異常等の報告を受けるものとする。

2 草刈作業に伴う警察協議（道路交通法第80条）等、必要な協議を行うものとし、現場条件及び交通量等により、交通整理員（資格者）による誘導が必要な箇所での作業には、別途交通整理員を手当てするものとする。

(完了報告)

第9条 乙は各回の草刈り作業が完了したときは、直ちに作業完了報告書を甲に提出するものとする。

2 甲は前項の作業完了報告書を受理したときは、遅滞なく委託業務を検査し、最終検査が終了した時点で、乙にその結果を作業完了認定書により通知するものとする。

(委託料の請求)

第10条 乙は前条第2項の規定にもとづいて作業完了認定書による通知のあったときは、速やかに請求書を甲に提出するものとする。

(委託料の支払い)

第11条 甲は、適法な請求書を受理したときは、30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

2 甲の責に帰すべき事由により委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(委託業務の調査等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙に委託業務の実施状況等必要な事項について、報告もしくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができるものとする。

(委託業務の変更)

第13条 委託業務の内容に変更が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。

(委託料の用途)

第15条 委託料は地域住民団体等の活動資金に充てるものとする。

(保険)

第16条 乙は、傷害保険と賠償責任保険（以下「傷害保険等」という。）に加入しなければならない。ただし、乙において既に同趣旨の傷害保険等に加入している場合は、この限りではない。

2 前項本文の規定により乙が傷害保険等に加入する場合は、保険料は契約額に含めて甲が負担するものとする。

(清掃方法)

第 17 条 乙は、草刈り作業により集めた刈り草を、自ら堆肥化する他、刈り草と空き缶等の廃棄物を処分場へ持ち込む場合は、〇〇市町村の分別方法に従って適正に処分する。

(事故等の報告)

第 18 条 乙は、活動中に事故等が起こったときは、直ちに甲に報告し、甲は市町村長に報告する。

(暴力団等排除に係る解除)

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- 1 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- 2 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- 3 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- 4 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 5 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 7 乙が、第 1 号から第 5 号のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 8 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者に委託代金債権を譲渡したとき。
- 9 法人等の役員等又は使用人が、第 1 号から第 5 号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(契約の解除等)

第 20 条 甲は乙が本契約を適正に履行しない場合は、契約を解除できるものとする。

2 乙は地元住民の間に紛争が発生した場合は、自らの責任において処理するものとする。

(契約外の事項)

第 21 条 この契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、別に決定するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ 1 通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委託者 (甲)

愛知県〇〇〇〇

愛知県

代表者 愛知県〇〇建設事務所長

〇〇 〇〇

印

受託者 (乙)

愛知県〇〇〇

団体名〇〇〇〇

代表者

〇〇 〇〇

印